

図2 全体構想における取り組み

### 第3章 自然再生事業の対象となる区域の現状

#### 第1節 自然再生事業の対象区域

湿原の乾燥化対策（緩衝帯）及び土砂流出対策（沈砂池）の対象区域は、農業生産基盤整備（P 5参照）の実施を予定している豊富町のサロベツ川の上中流域とする。

上サロベツ地域では、湿原の地下水位低下による湿原の乾燥化や上流域からの土砂流入等によるペンケ沼の埋塞が進行していることなどから、その対策に取り組むことが求められている。そのため、本区域における農業生産基盤の整備にあたっては、豊富町とサロベツ農事連絡会議及び稚内開発建設部との協働により農用地と湿原が直接隣接している箇所において、緩衝帯を設定し、湿原の地下水位の低下を抑制する。

また、農業生産基盤整備の工事期間中に発生すると考えられる流出土砂が、整備する農業用排水路から流出するのを抑制するため、整備する農業用排水路に設置される沈砂池について、工事完了後も適切に維持管理を行っていく。

したがって、農用地と湿原が隣接し地下水位の低下を抑制する乾燥化対策を講じる農

用地、特にペンケ沼等への土砂流入に配慮した農業用排水路、及び機能回復を行う農用地を自然再生事業の対象区域とした。

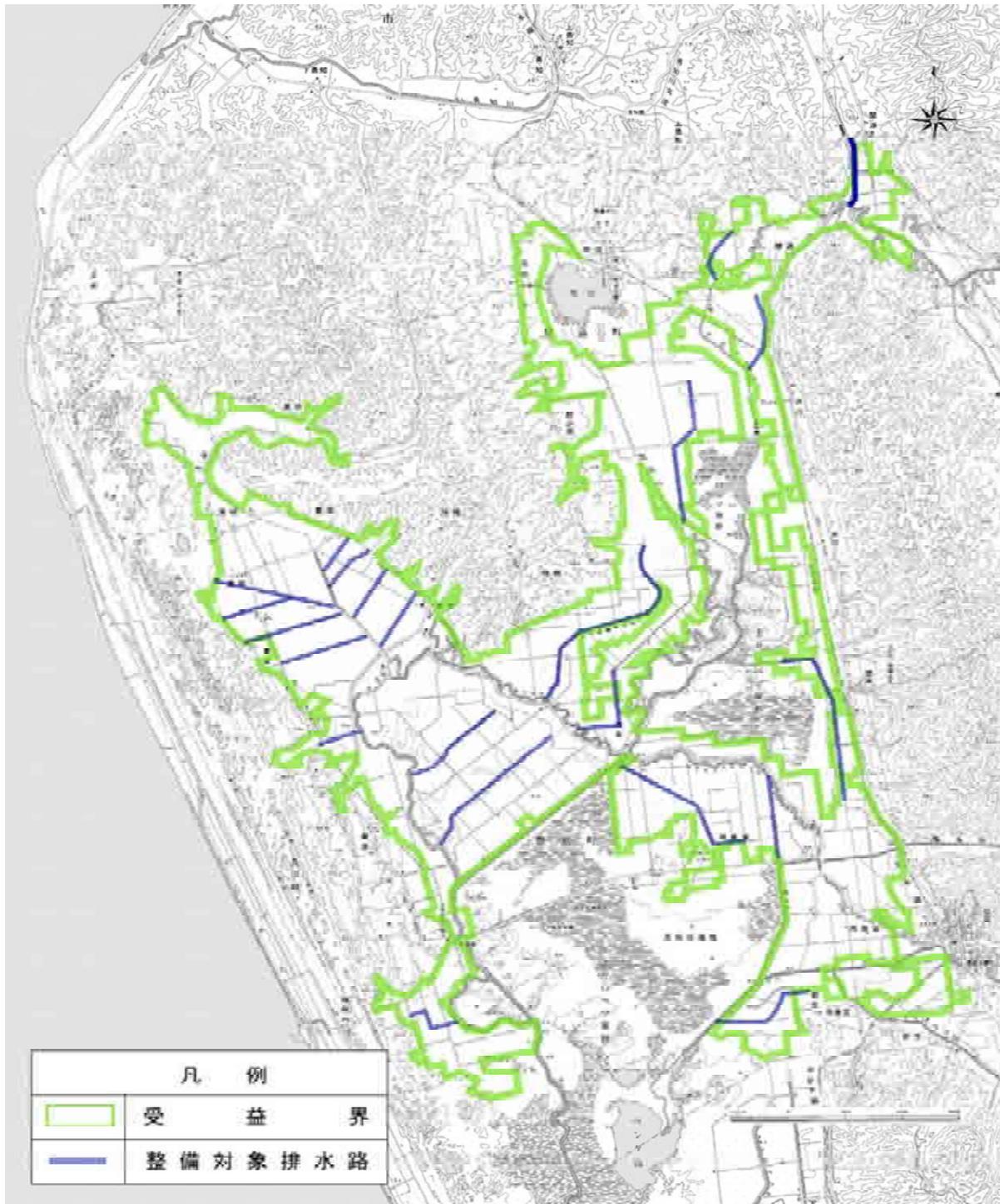


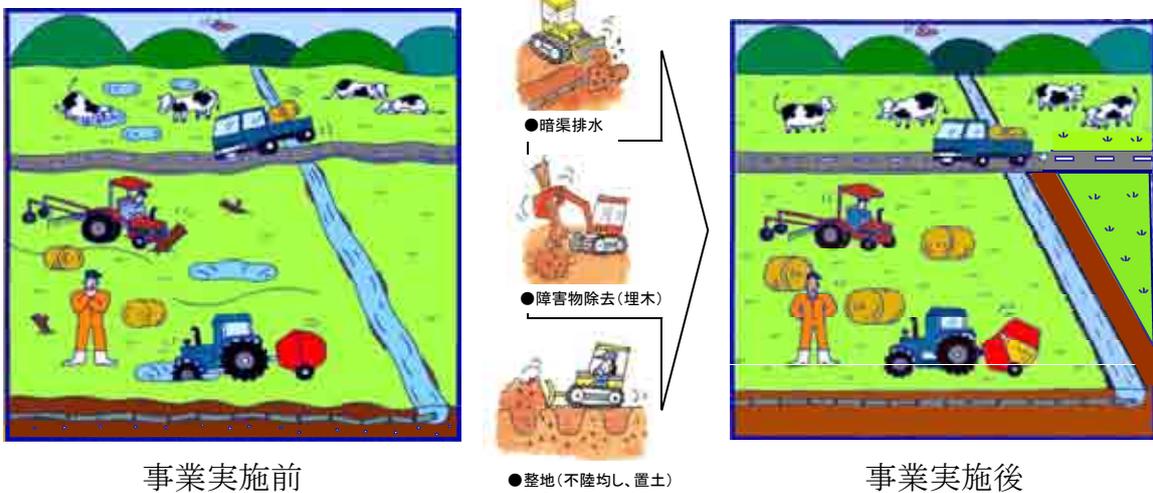
図3 自然再生事業の対象区域図

## (参考) 農業基盤整備事業について

### 国営総合農地防災事業

#### (1) 事業の内容

国営総合農地防災事業は、泥炭土に起因する地盤沈下により排水路や暗渠の機能が低下し、それによる湛水被害、埋木や不陸による農作業の障害に対して農用地及び農業用排水施設の機能を回復し安定した農業経営の確立を目指すものです。



#### (2) 国営総合農地防災事業「サロベツ地区」について

国営総合農地防災事業「サロベツ地区」は、機能低下した農用地を農業用排水路の整備、暗渠排水等により農用地の機能を回復し、農業生産の維持及び農業経営の安定を目的として実施する。

##### 地区概要

- 受益面積: 4, 504ha
- 関係市町村: 豊富町
- 主要工事: 排水路整備、農地保全(暗渠排水、整地等)
- 主要作物: 牧草

## 第2節 自然再生事業の対象となる区域の現状

事業対象区域を含む豊富町の農業は、明治36年にサロベツ原野北部の兜沼に入植したのが始まりであるが、本格的には明治40年に現在の西豊富と新生からである。

開拓当時の栽培作物は、馬鈴薯や燕麦・麦類・稲黍などの畑作物を主体としていたが、寒冷地に属している気象条件から、数度の凶作などで苦しい生活を強いられていた。

現在、豊富町の基幹となっている酪農は、大正7年に西豊富と徳満地区に岩手県から乳牛20頭を導入されたのが始まりである。

その後、昭和38年に第一次農業構造改善事業の指定、第二次農業構造改善事業、酪農近代化計画の策定、さらに国営総合農地開発事業、道営農地開発事業などの実施、特に直轄明渠排水事業によりサロベツ放水路が整備されたことにより、粗飼料生産のための農用地が確保され、酪農経営の拡大が図られた。

現在、豊富町農業は、整備された大規模な農用地などの生産基盤を基に、内外の社会経済動向に対応しうる生産性の高い大型酪農経営を行っている。また、近年では、豊富町で生産された牛乳が「豊富牛乳」のブランドで全道に飲用乳として販売されている。今後も豊富町の基幹産業として酪農の維持・継続が必要である。

一方で、上サロベツ湿原の一部では、多様な人間活動の影響により、湿原の乾燥化やペンケ沼への土砂流入等が進んでおり、湿原環境が変化してきている。

豊富町の上サロベツでは、基幹産業としての酪農業の維持と、観光資源でもある貴重な湿原の自然環境との共生が必要となっている。

## 第4章 農業と湿原の共生に向けた取組（緩衝帯、沈砂池）

### 第1節 事業の目標と目標達成のための手法

#### 1. 緩衝帯

##### 【事業の目標】

農用地と湿原の隣接箇所において、農用地では適度の地下水位を保持し、湿原地下水位は現状よりも低下させないことを目標とする。

##### 【目的達成のための手法】

農用地と湿原の共存方法の手法として、湿原と農用地の間に緩衝帯を設定することにより湿原の地下水位の低下を抑制する。

#### 2. 沈砂池

##### 【事業の目標】

農用地及び農業用排水路からペンケ沼及びサロベツ川等への土砂流出量の軽減を図ることを目標とする。

##### 【目標達成のための手法】

整備する農業用排水路に設置される沈砂池を適切に維持管理し、流出土砂量を軽減する。

### 第2節 事業の実施内容

#### 1. 緩衝帯

農用地と湿原が直接隣接する箇所の内、湿原の地下水位に影響をおよぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。

##### (1) 緩衝帯構造

湿原と農地の上に25m幅の緩衝区域（図4）を農用地側に確保する。また、農用地と湿原の境界の排水路機能を廃止するため、既設排水路を新設排水路の掘削土で一部埋め戻す。

この結果、境界の排水路を堰上げることになり、現状の地下水位の上昇効果を期待し、湿原地下水位の低下抑制を図る。